

平成31年

春季火災予防運動の実施について

この運動は、火災が発生しやすい時季に、火災予防の知識を身につけ、火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として実施します。

【実施期間】

3月1日(金)～3月7日(木)の7日間

【平成30年度全国統一防火標語】

「忘れてない？ サイフにスマホに 火の確認」



住宅防火いのちを守る7つのポイント（3つの習慣・4つの対策）

<3つの習慣>

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

<4つの対策>

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

これからの季節は枯れ草火災に注意！

屋外での野焼きは原則禁止されています。

- 害虫駆除のための野焼きは、市町村の担当課へご相談ください。
- 野焼きを行うときは、消防署への届出をしてください。

枯れ草火災は、

（急に風向きが変わり、思わぬ方向へ延焼拡大する
火の回りが異常に早く、消火が間に合わない
日光に遮られ、火の所在がわからない
などにより延焼拡大します。）



※ 届出をしても煙等による苦情があった場合、焼却作業を中止していただくことがあります。